

令和6年度 地区社協活動拠点活性化支援事業研修会

「それ、ええね！」 発見・共有会

包括的支援体制の整備 と地区社協活動拠点



日時：令和6年12月5日（木）14:05～14:50

会場：広島市総合福祉センター 5階 ホール



ノートルダム清心女子大学
人間生活学科 中井 俊雄

自己紹介



所属 ノートルダム清心女子大学 人間生活学部 人間生活学科 (社会福祉士養成課程)

資格 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・介護支援専門員など

活動

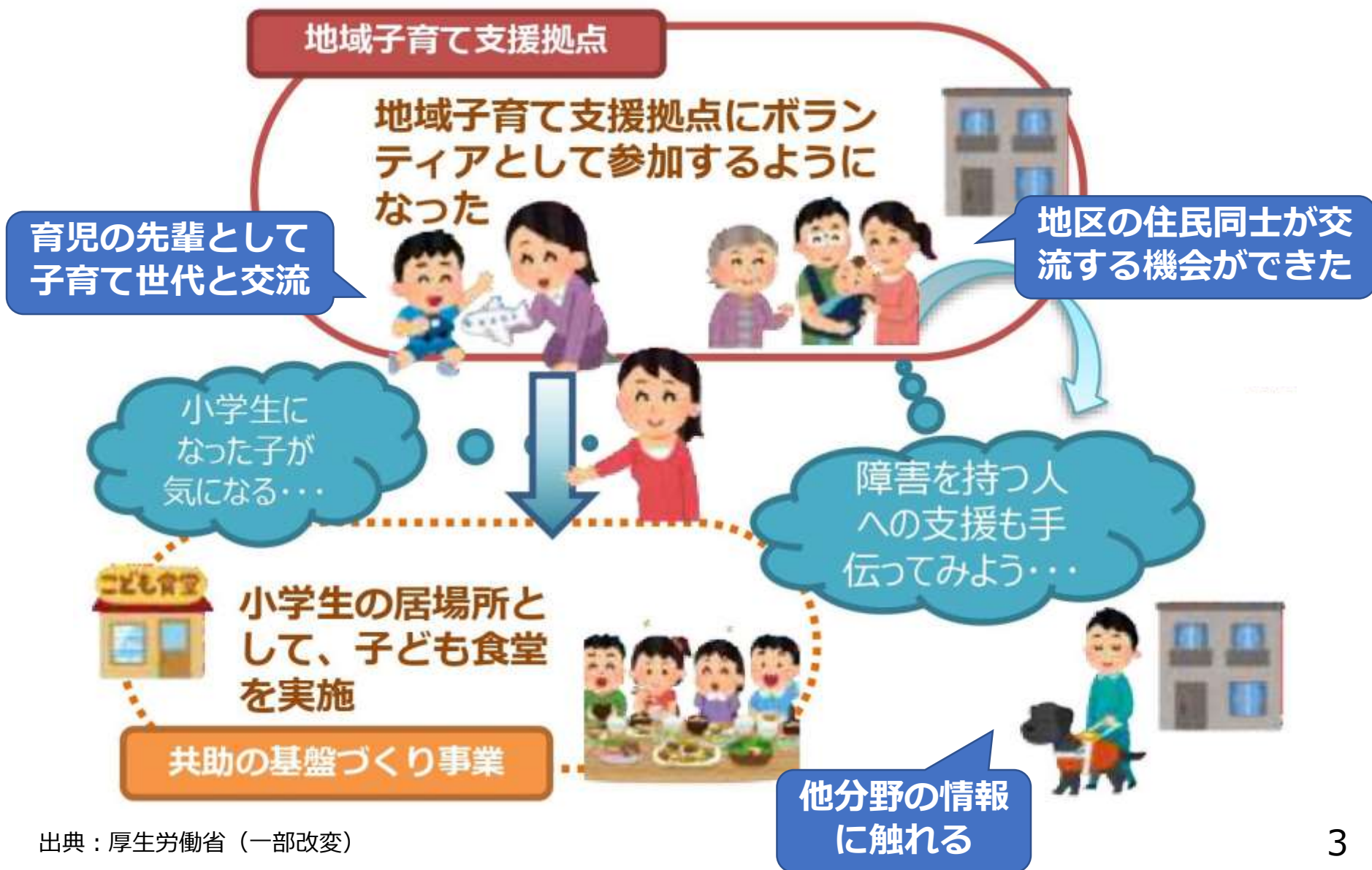
- ・厚生労働省 社会福祉推進事業「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業」(日本社会福祉士会) 委員会委員
- ・岡山県福祉サービス第三者評価推進委員会 副委員長
- ・岡山県精神医療審査会 予備委員
- ・岡山県地区防災計画等作成推進協議会 アドバイザー
- ・岡山県備北保健所新見支所「思春期の心の健康相談」相談員
- ・岡山県版福祉教育ガイドブック作成検討会 委員長
- ・岡山県ボランティア・NPO活動支援センター 運営委員
- ・岡山県社会福祉士会 災害支援委員会 委員長
- ・岡山市障害者総合支援審査会 委員
- ・岡山市成年後見支援センター 運営委員
- ・倉敷市社会福祉協議会 法人後見運営委員会 委員長
- ・瀬戸内市生活困窮者自立支援ネットワーク会議 アドバイザー
- ・尾道市おのまる会議(重層的支援体制整備事業) 委員長
- ・尾道市ひきこもり支援ステーション みらいネット会議 委員長
- ・総社市ひきこもり支援等検討委員会 委員長
- ・総社市生活困窮支援センター協議会 委員(就労支援部会 部会長)
- ・総社市権利擁護センター運営委員会 委員
- ・総社市権利擁護センター支援検討委員会 委員長
- ・総社市総社中央地区地域づくり協議会 副会長
- ・新見公立大学 健康科学部 地域福祉学科 非常勤講師 など

前職 総社市社会福祉協議会 (27年間勤務)

- ・事務局次長・障害者地域活動支援センター長・障害者基幹相談支援センター長
- ・権利擁護センター長・生活困窮支援センター長・ひきこもり支援センター長 など



地区社協で展開される地域づくり（イメージ）



地区社協で展開される地域づくり（イメージ）

「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気づき「地域の居場所」の創出につながった

拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた…

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



地区社協

何か、私たちに出来ることはないかしら？

一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

[地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

生活困窮者支援

子ども・子育て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター
等

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

社会福祉法 第106条の3

(包括的な支援体制の整備)

2017年改正で新設

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する**重層的支援体制整備事業**をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、**地域住民等**及び支援関係機関による、**地域福祉の推進**のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題**の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 **地域福祉**に関する活動への**地域住民の参加を促す活動**を行う者に対する支援、**地域住民等**が相互に交流を図ることができる**拠点の整備**、**地域住民等**に対する研修の実施その他の**地域住民等**が**地域福祉を推進**するために**必要な環境の整備**に関する施策
- 二 **地域住民等**が自ら他の地域住民が抱える**地域生活課題**に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する**生活困窮者自立相談支援事業**を行う者**その他の支援関係機関**が、**地域生活課題**を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を**一体的かつ計画的に行う体制の整備**に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する**重層的支援体制整備事業**をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会の5つの切り口

① 理念・思想としての**共生社会**

- ・ 障害者福祉分野から提起され、社会全体を対象とした**ノーマライゼーション**
- ・ 障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、**共に生きる社会**（共生社会）を目指す

② 実践・運動としての**共生ケア**（共生型サービス）

- ・ **障害当事者運動**や富山型デイサービスのような地域のなかで「**ごちゃまぜ**」を大切にした取り組みや**実践**
- ・ **インクルーシブ**な社会、「**ソーシャル・インクルージョン**」（社会的包摂）を目指す取り組み
- ・ **ダイバーシティ**（多様性）、その人のありのままを大切にすること

③ 社会構造、福祉ニーズの**変化**

- ・ 人口減少社会や家族機能の変化、社会的孤立の進展により、複合化・複雑化した諸問題が顕在化

④ 社会政策としての「**地域共生社会政策**」

- ・ 社会保障改革としての地域共生社会政策として捉える必要性

⑤ **地域福祉研究**

共生社会の実現に向けて

我が国では、障害のある人もない人も、
互いにその人らしさを認め合い、共に生きる社会（共生社会）を
目指しています。

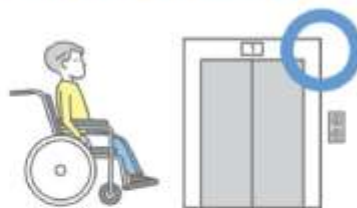
社会モデル

➢ 障害の「社会モデル」：障害のある人が日常生活等で受ける様々な「制限」は、社会の側に様々な障壁（バリア）があることによって生じるものという考え方

• 階段しかないので、2階には上がれない
⇒「障害」がある



• エレベーターがあれば、2階へ上げられる
⇒「障害」がなくなった



• 車椅子の方は何も変わっていない
• 変わったのは、あくまでも周囲の環境
⇒ 「社会モデル」の考え方に基けば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることになる

障害者差別解消法

**不当な差別的
取扱いの禁止**

**合理的配慮
の提供**



障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことで、障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる
「共生社会」の実現へ！

DE&I (ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)



DIVERSITY

EQUITY

INCLUSION

多様性

公平性

包括性

Equality (平等) とは違う

それぞれの違いが
認められている状態



EQUALITY

EQUITY

違いを尊重し、互
いに活かすことで
組織が活性化され
ている状態

地域共生社会の実現に向けて（前提の共有）

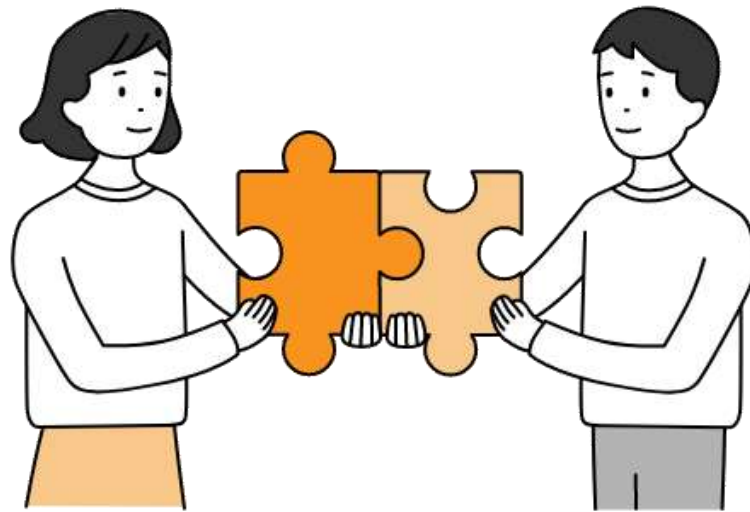
高齢化の中で**人口減少**が進行している日本では、**福祉ニーズも多様化・複雑化**しています。

人口減による担い手の不足や、**血縁、地縁、社縁**といったつながりが**弱まって**いる現状を踏まえ、**人と人、人と社会がつながり支え合う取組**が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

地域住民の
気にかける
関係性

つながり・支え合い

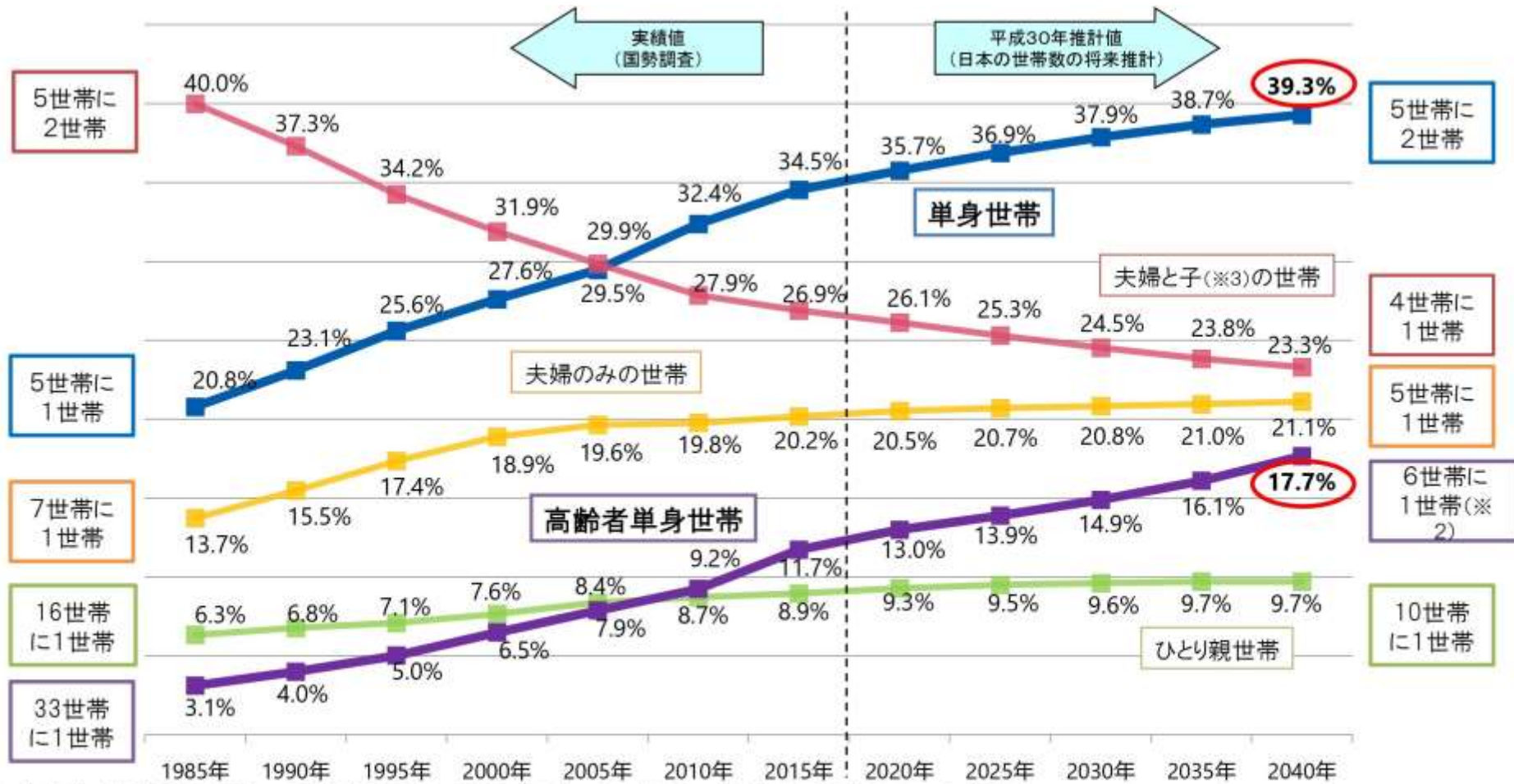


専門職による
伴走型の支援

寄り添い型の支援



単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み



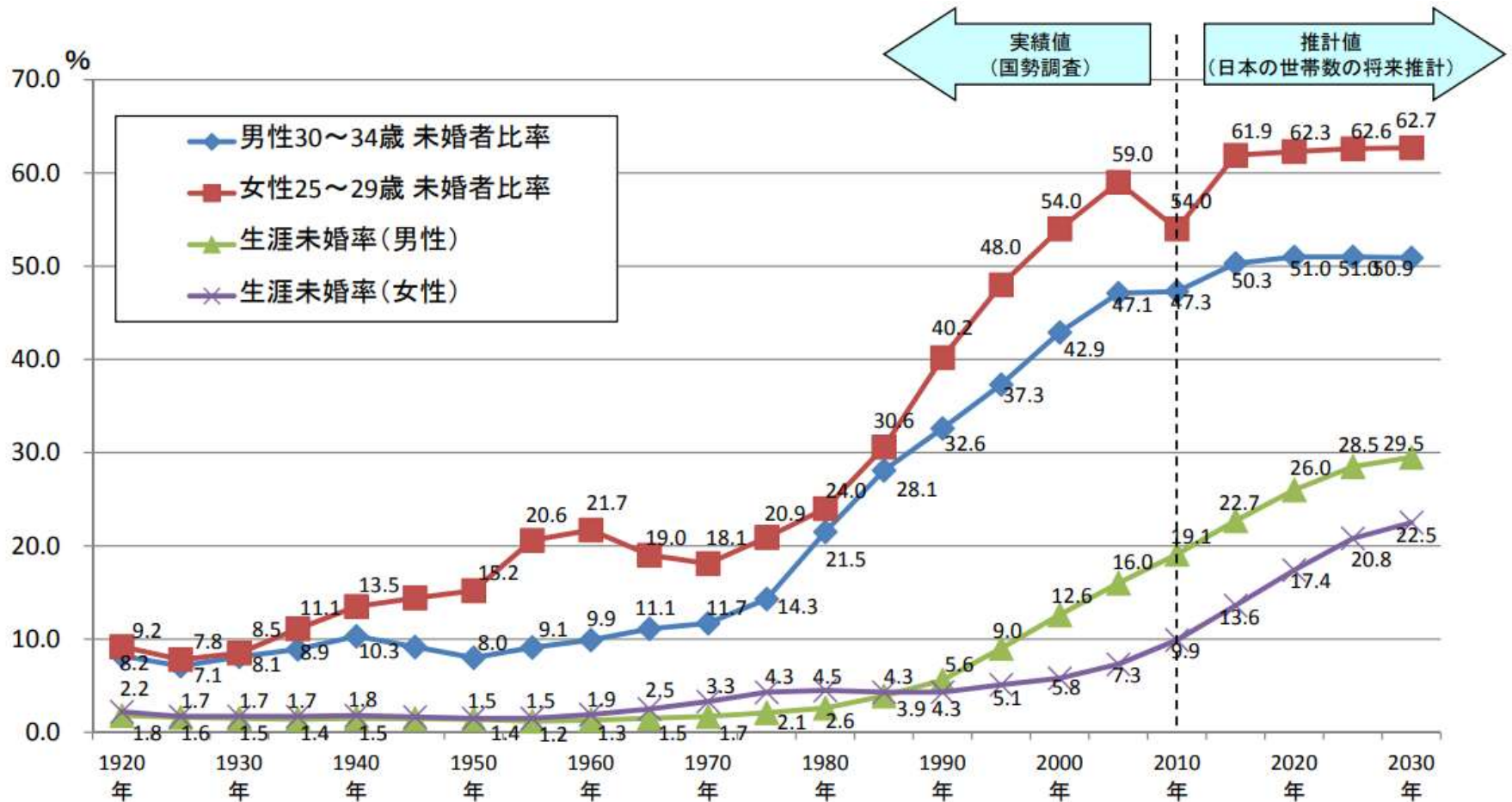
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続柄が「子」である者を指す。

生涯未婚率の推移

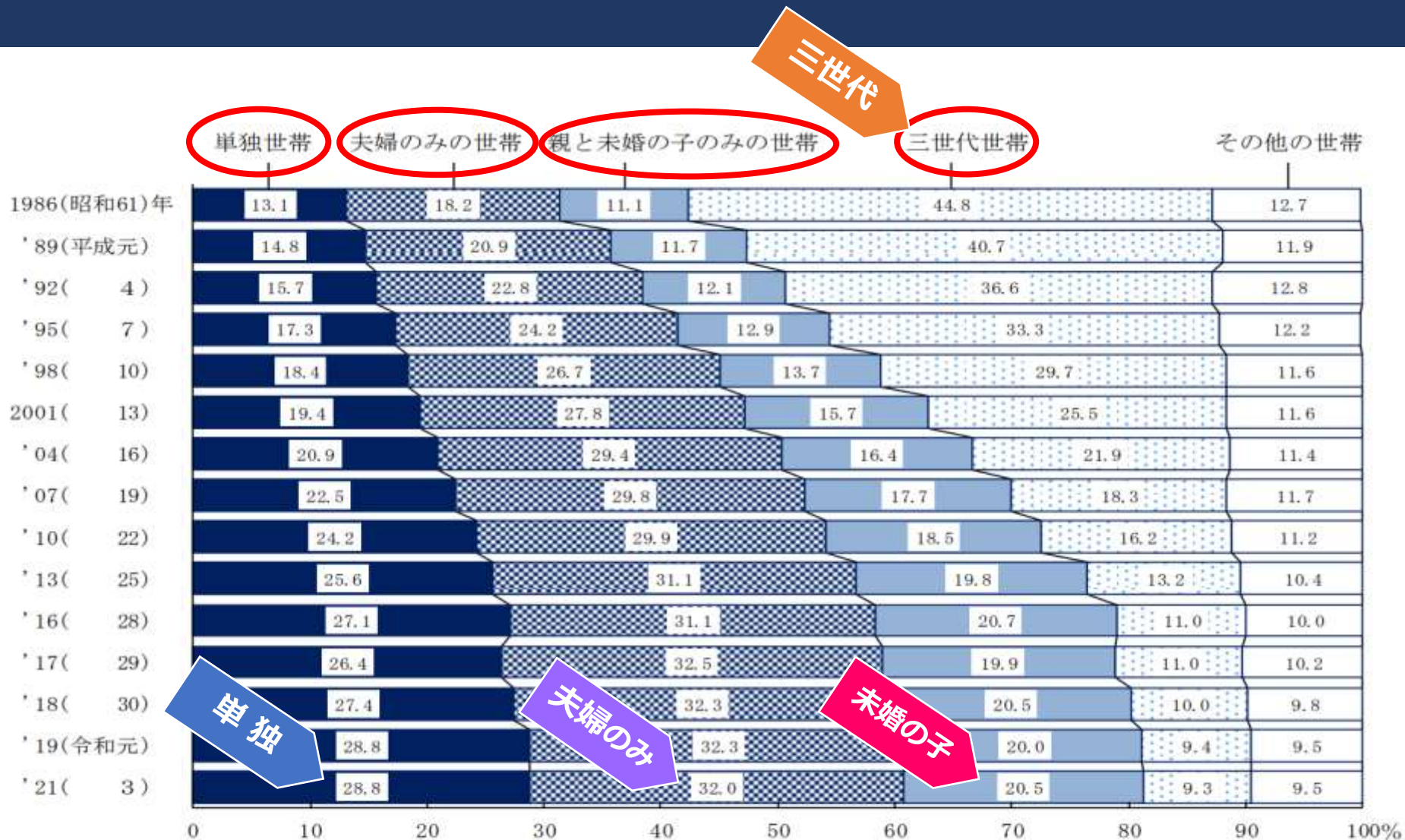


資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」「人口統計資料集(2009年版)」

注1: 男性30～34歳未婚率、女性25～29歳未婚率は2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

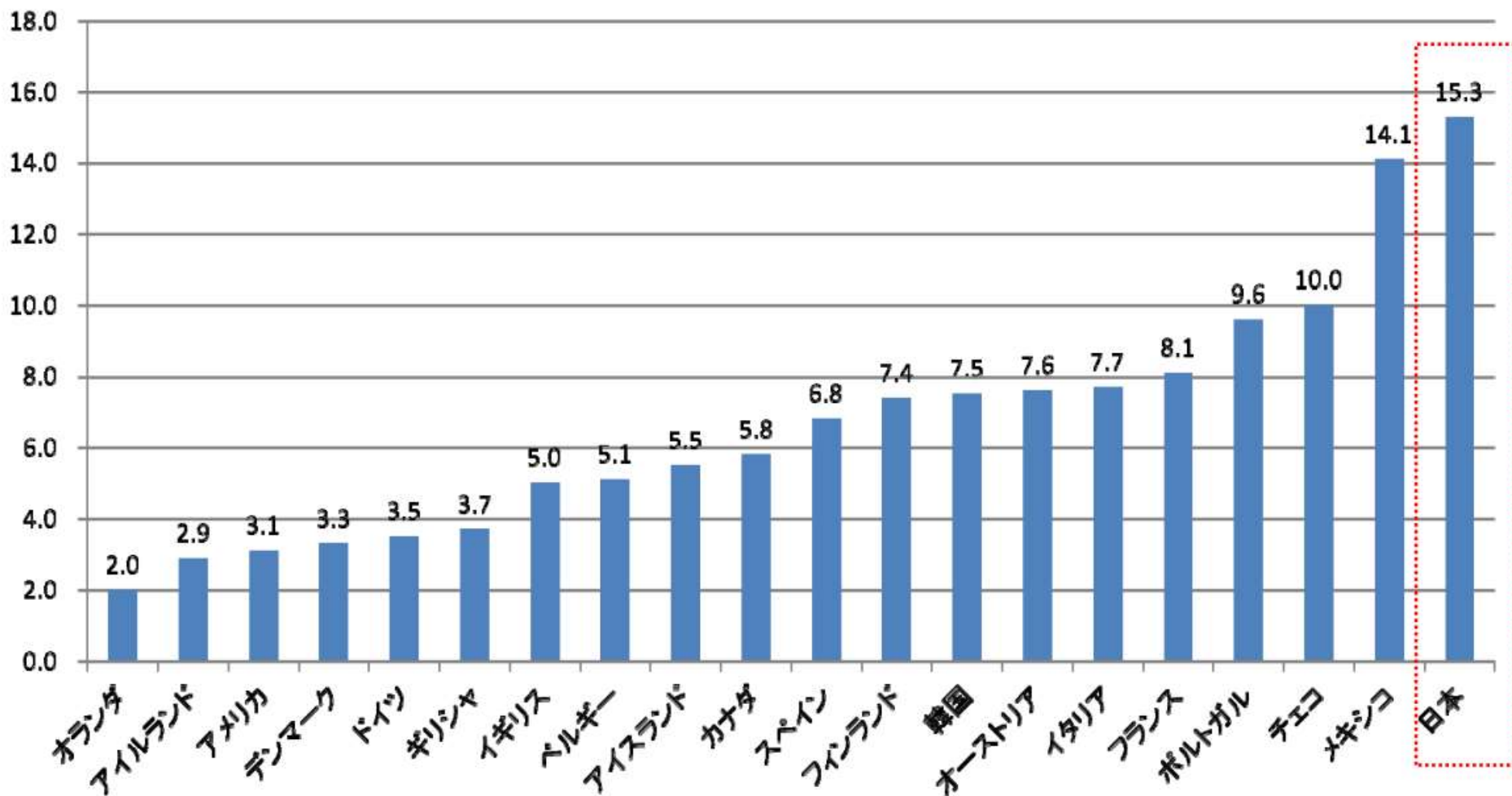
注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集(2009年版)」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移



注：1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2020(令和2)年は、調査を実施していない。
 4) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

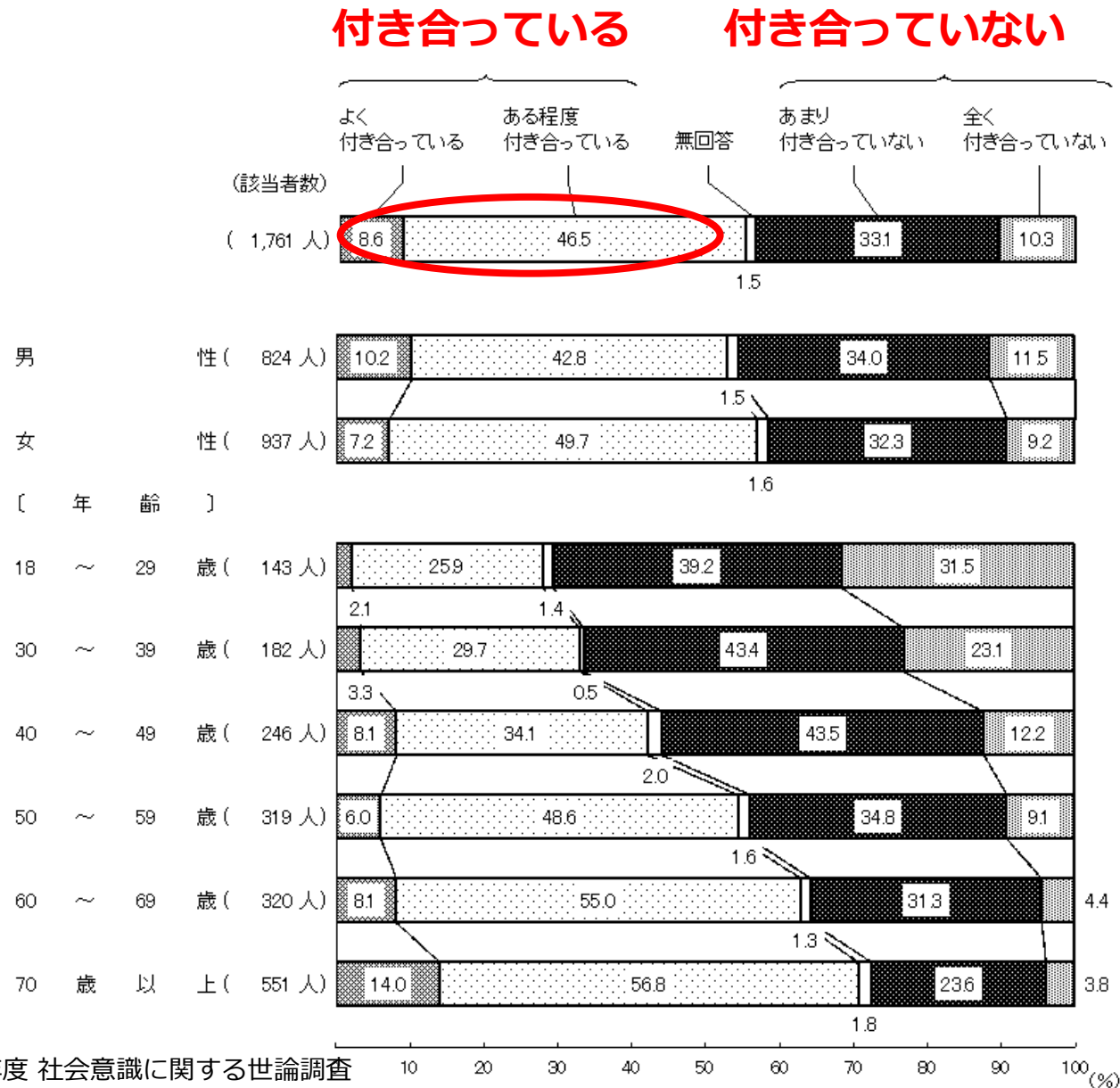
「家族以外の人」と交流のない人の割合



(注) 友人、職場の同僚、その他社会団体の人々(協会、スポーツクラブ、カルチャークラブなど)との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合(合計)

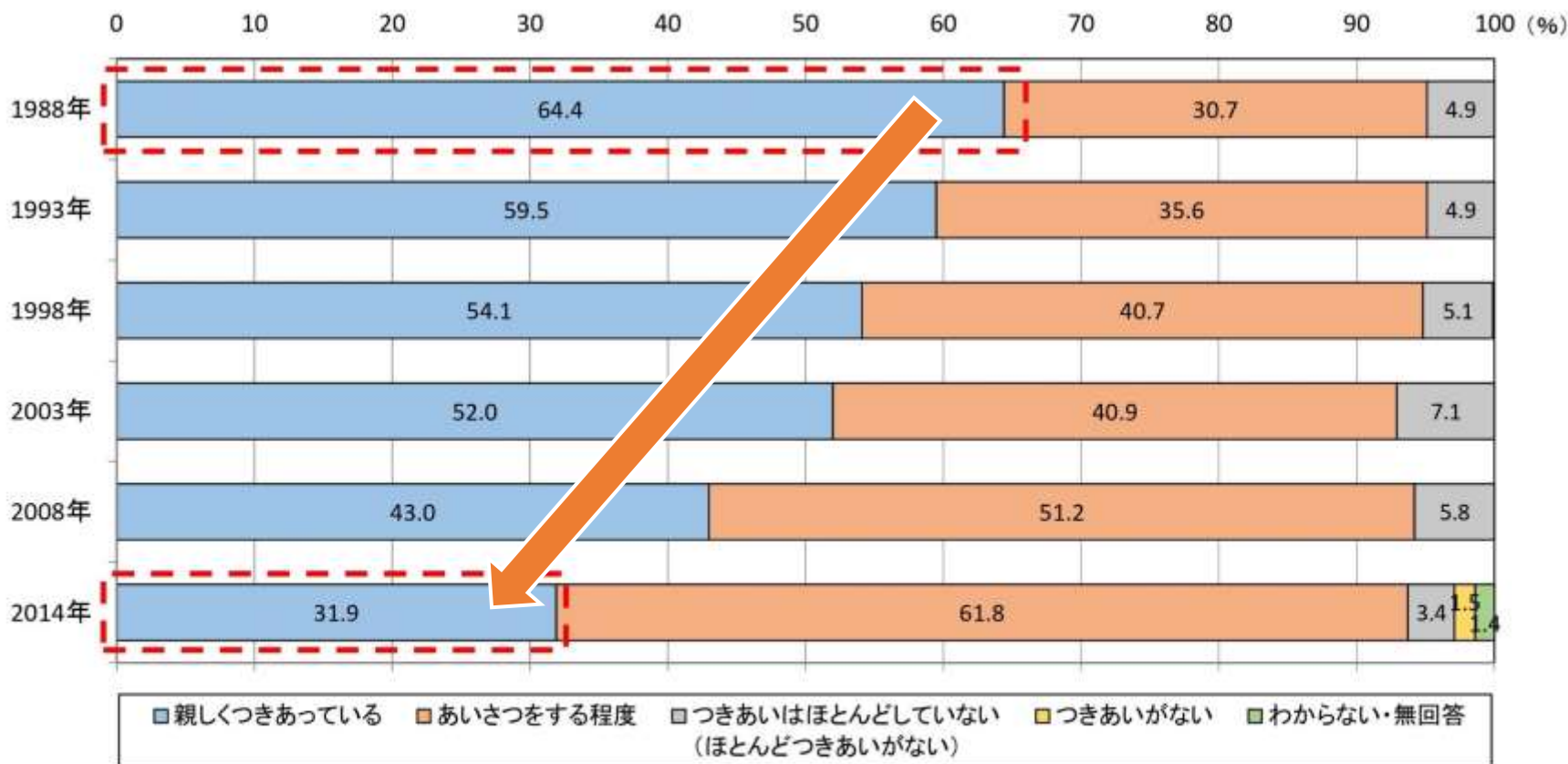
(出典) OECD, Society at Glance: 2005 edition, 2005, p8

現在の地域での付き合いの程度



高齢者の近隣とのつながりの状況

○ 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域へのつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



(出典) 2008年以前: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年: 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

注1) 対象は60歳以上の男女

注2) それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」

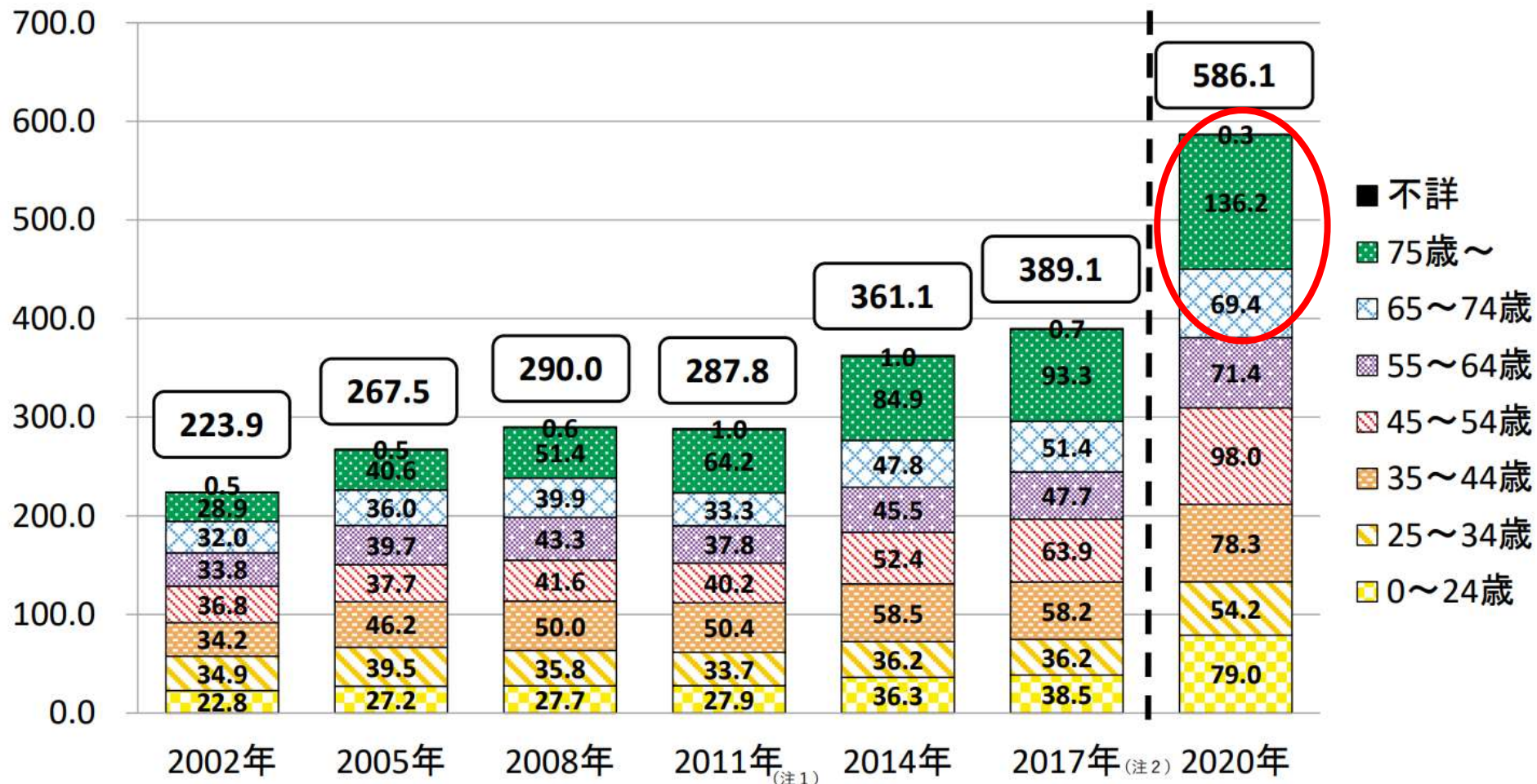
高齢者の日常生活に関する意識調査: 「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがない」、「つきあいがない」、「わからない」、「無回答」

障害者数の推移



精神障害者数の年齢別推移 (外来)

(単位:万人)



注1) 2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2) 2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出)。

注3) 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料: 厚生労働省「患者調査」(2020年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

出典: 令和6年版障害者白書

日本の子どもたちの今…

「子どもの幸福度」の総合順位

- **世界第20位** (38カ国中,以下3つの総合順位)

• **精神的幸福度** : **37位**

• 生活**満足度**が高い子どもの割合、**自殺率**

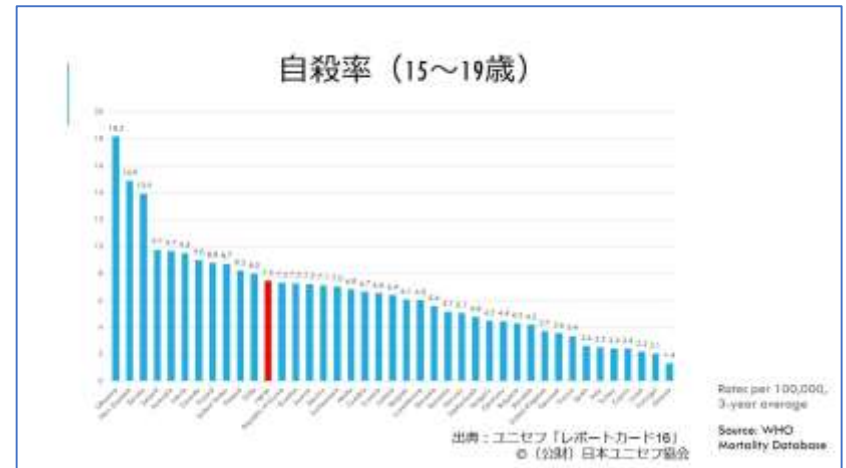
• **身体的健康** : **1位**

• 子どもの**死亡率**、**過体重**・**肥満**の子どもの割合

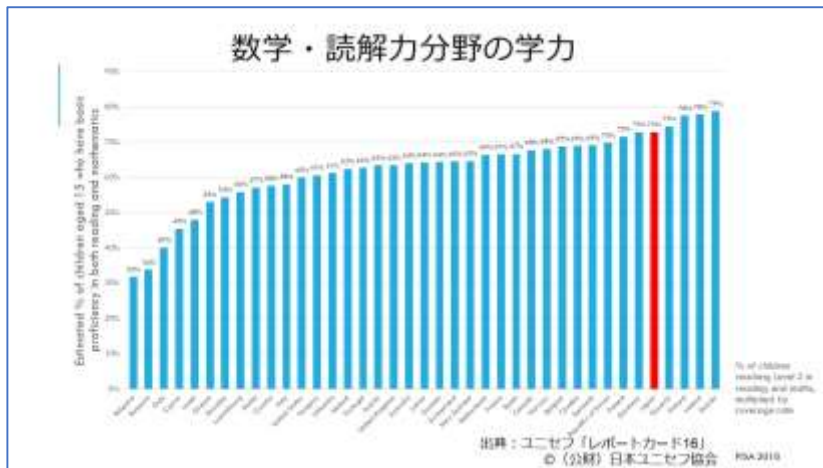
• **スキル** : **27位**

• **読解力**・**数学分野の学力**、**社会的スキル**

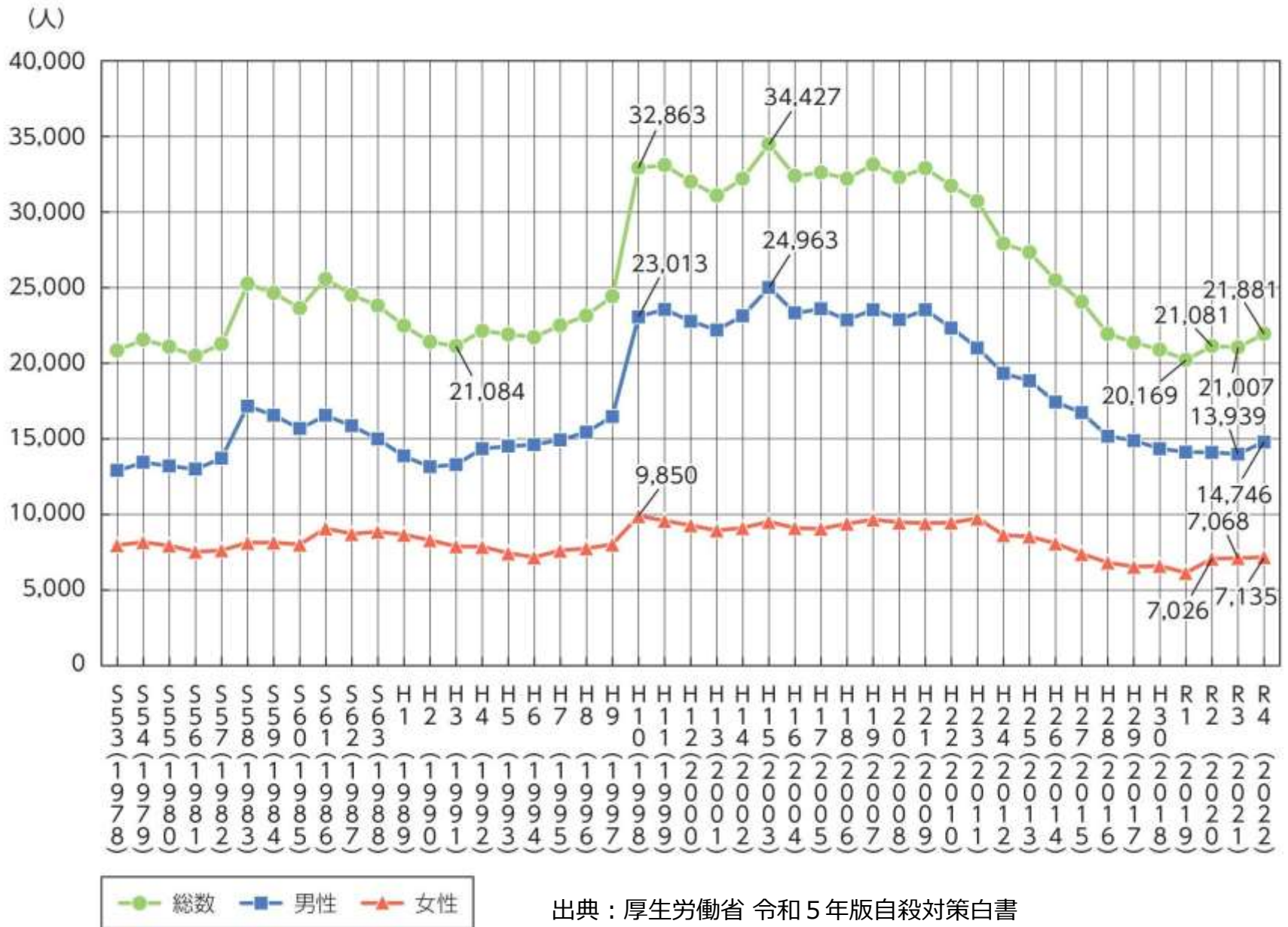
- 日本は、**生活に満足していると答えた子どもの割合が最も低い国の一つ**でした。生活全般への満足度を0から10までの数字で表す設問で、**6以上と答えた子どもは、日本では62%のみ**でした。6以上ですから、それほど高いレベルではないはずなのですが、62%だったのです。**自殺率も平均より高く**、その結果、精神的幸福度の低いランキングとなりました。



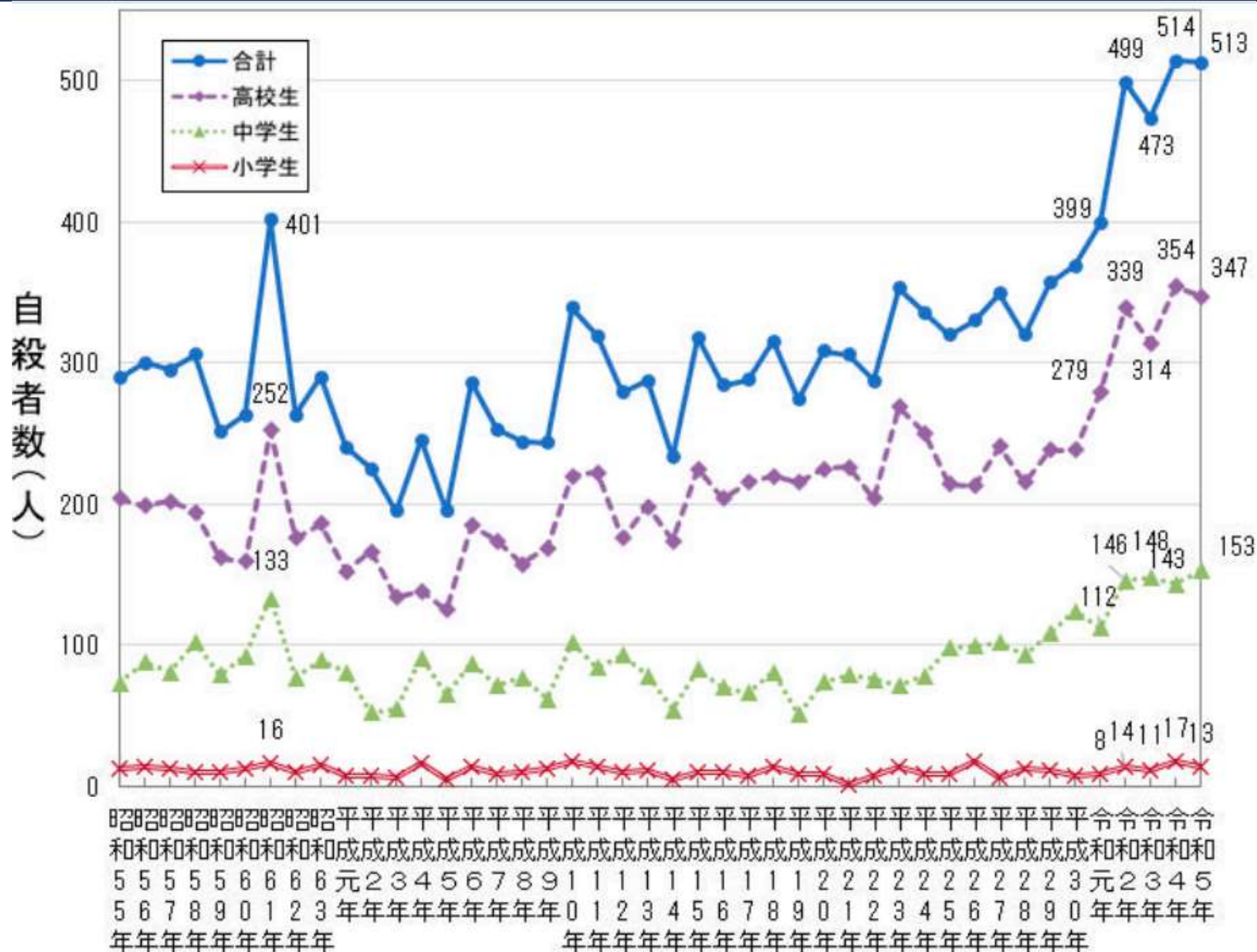
- 学力**の指標である、**数学・読解力**で基礎的習熟度に達している子どもの割合では、日本は**トップ5**に入ります。一方で、**社会的スキル**をみると、ここにも**両極端**な傾向を示す**日本のパラドックス**が見てとれます。
「すぐに友達ができる」と答えた子どもの割合は、日本はチリに次いで**2番目に低く**、30%以上の子どもが、そうは思っていないという結果だったのです。



自殺の現状

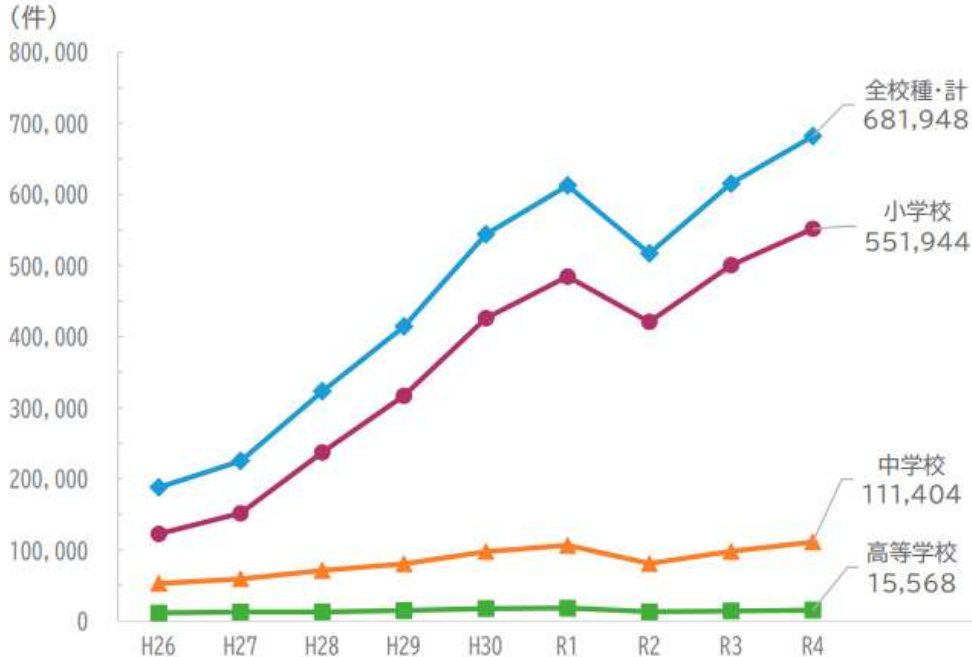


小中高生の自殺者数の推移

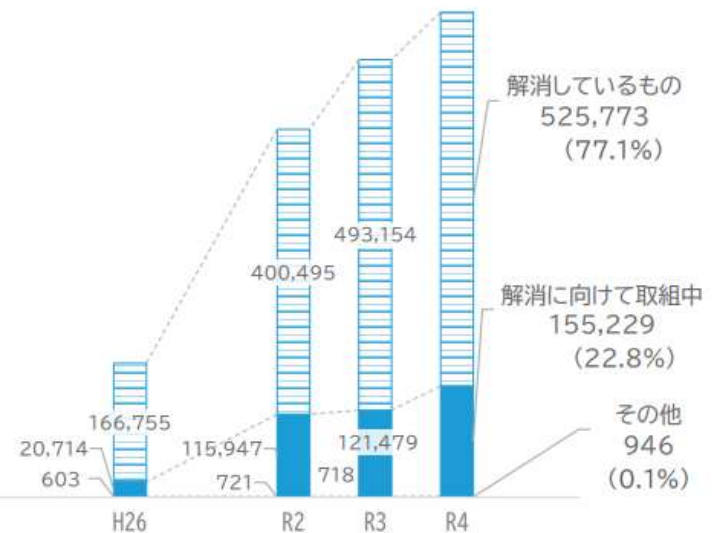


いじめの状況

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

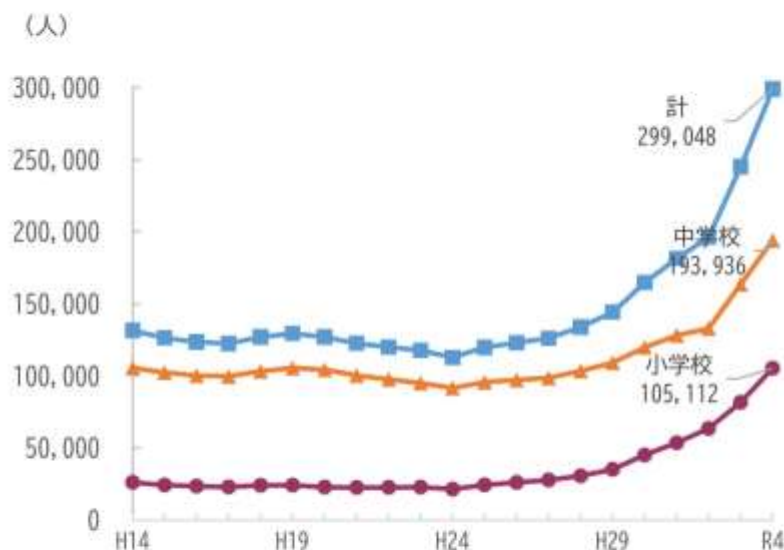
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**53.3件**(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

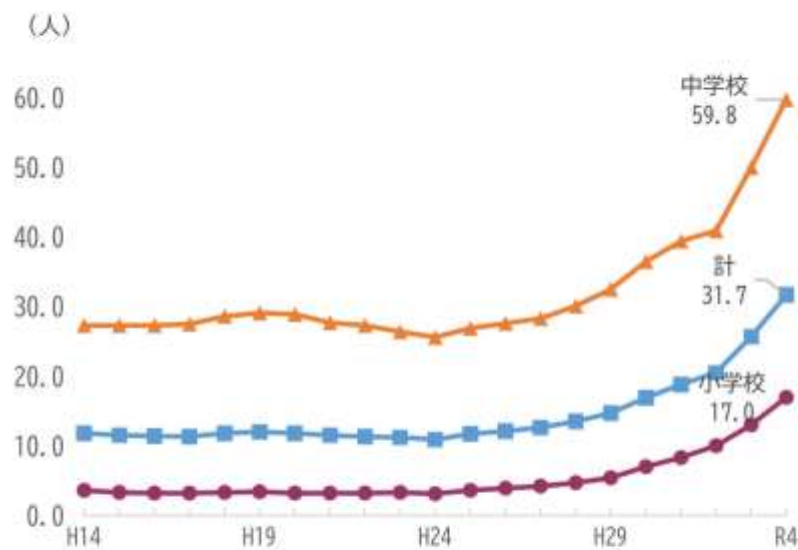
小・中学校における不登校の状況

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

福祉対象者像の拡大と変容

• これまでの福祉対象者像と支援の枠組み

- 高齢者——要介護、認知症、独居など
- 児童——孤児、虐待、不登校、障害児など
- 障害者——身体障害・知的障害・精神障害・発達障害、難病など
- 低所得者——生活保護、生活困窮など
- 女性——売春、家庭内暴力、母子寡婦など

• ニーズの拡大と福祉対象者像の変化

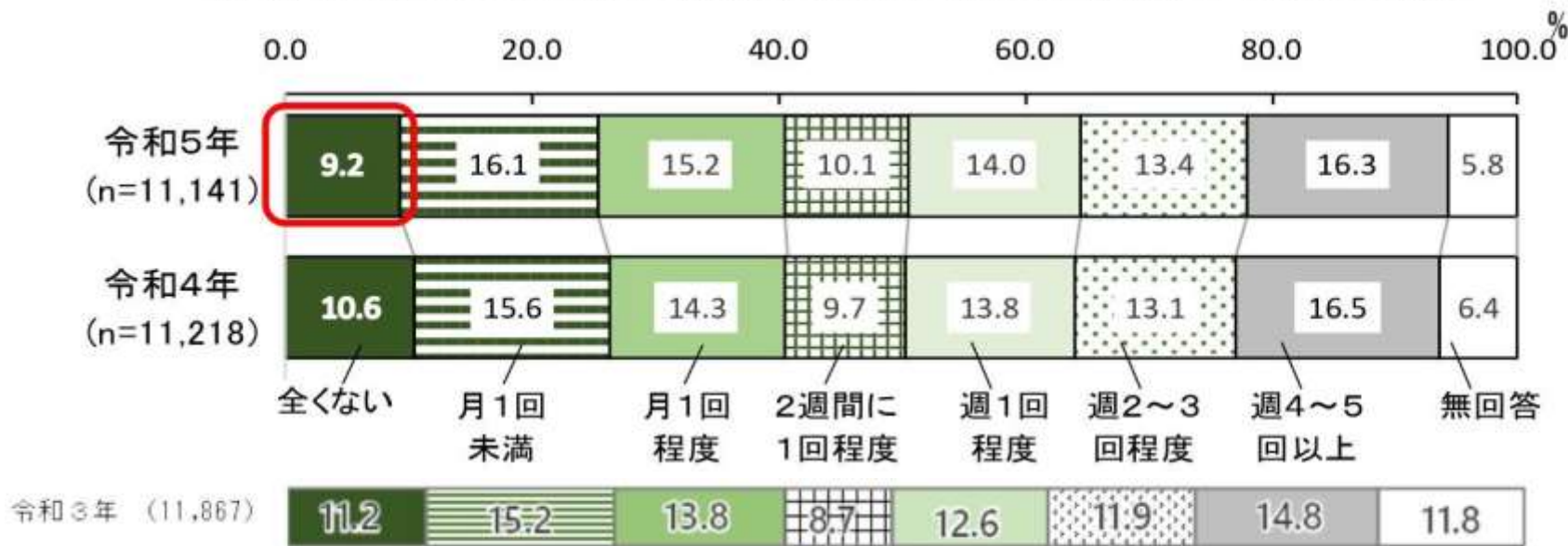
- 育児と介護のダブルケア
- 障害を持つ子と親の要介護状態
- 病気の治療と就労の両立
- メンタルヘルスに課題を抱えながら子の養育
- 刑務所からの出所後に孤立し生活困窮
- ひきこもり状態にある方やその家族

孤立の状況

① 家族・友人等とのコミュニケーション頻度

- 同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くない」と答えた人の割合は9.2%で、令和4年より縮小(図7)

【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度

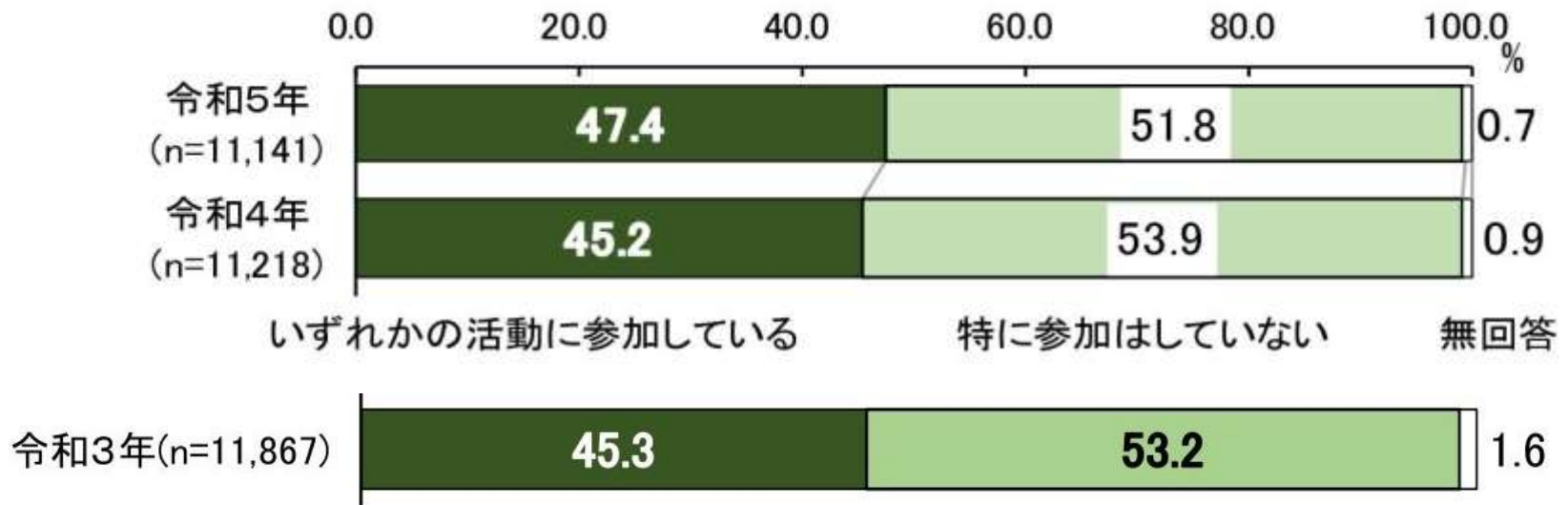


孤立の状況

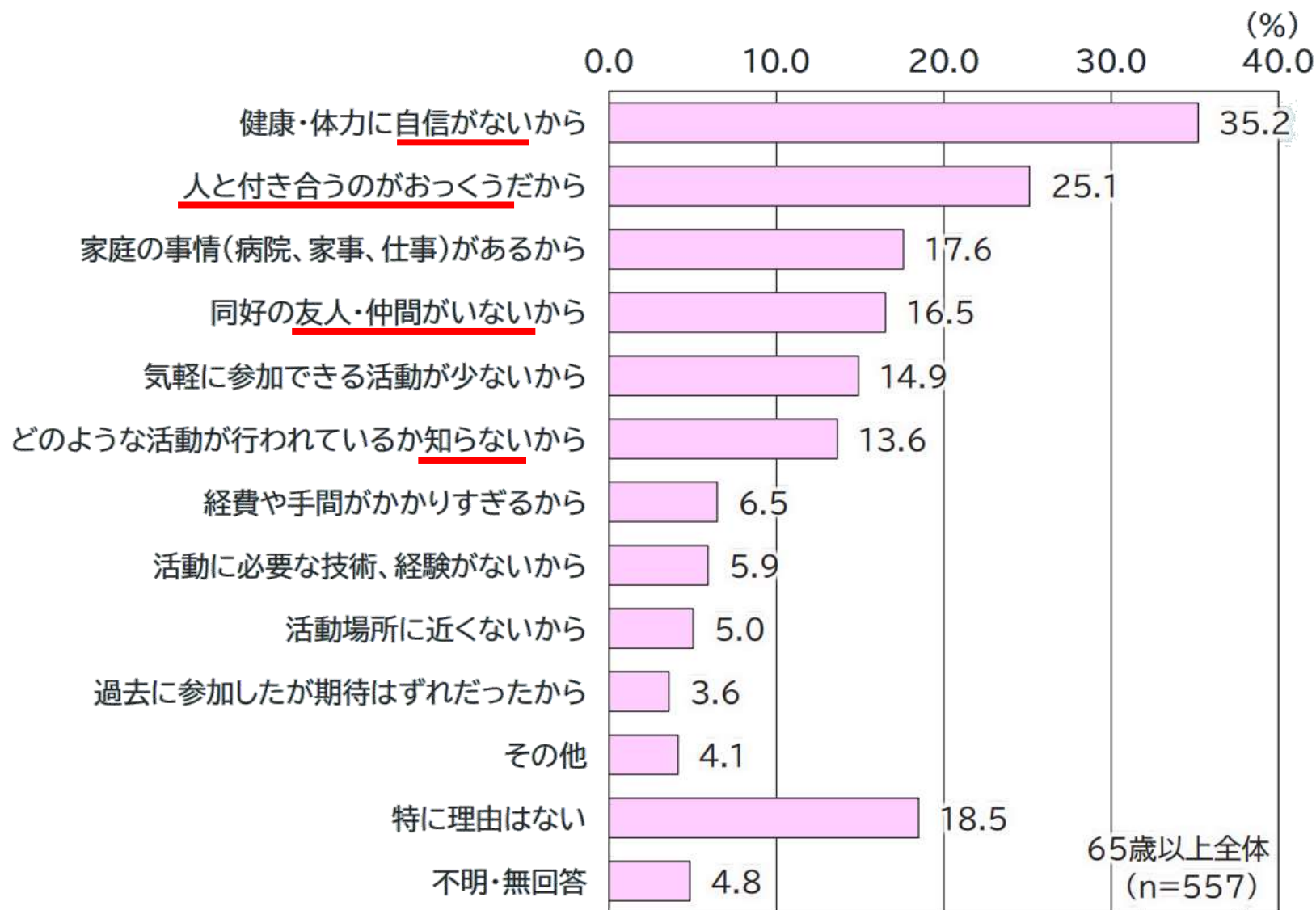
②社会活動への参加状況

- 「特に参加はしていない」と答えた人の割合が51.8%で、いずれかの活動に参加している人の割合は47.4%(図8)
- 令和4年と比較すると、「特に参加はしていない」の割合が縮小し、「いずれかの活動に参加している」が拡大(図8)

【図8】社会活動への参加状況



社会活動に参加したいと思わない理由

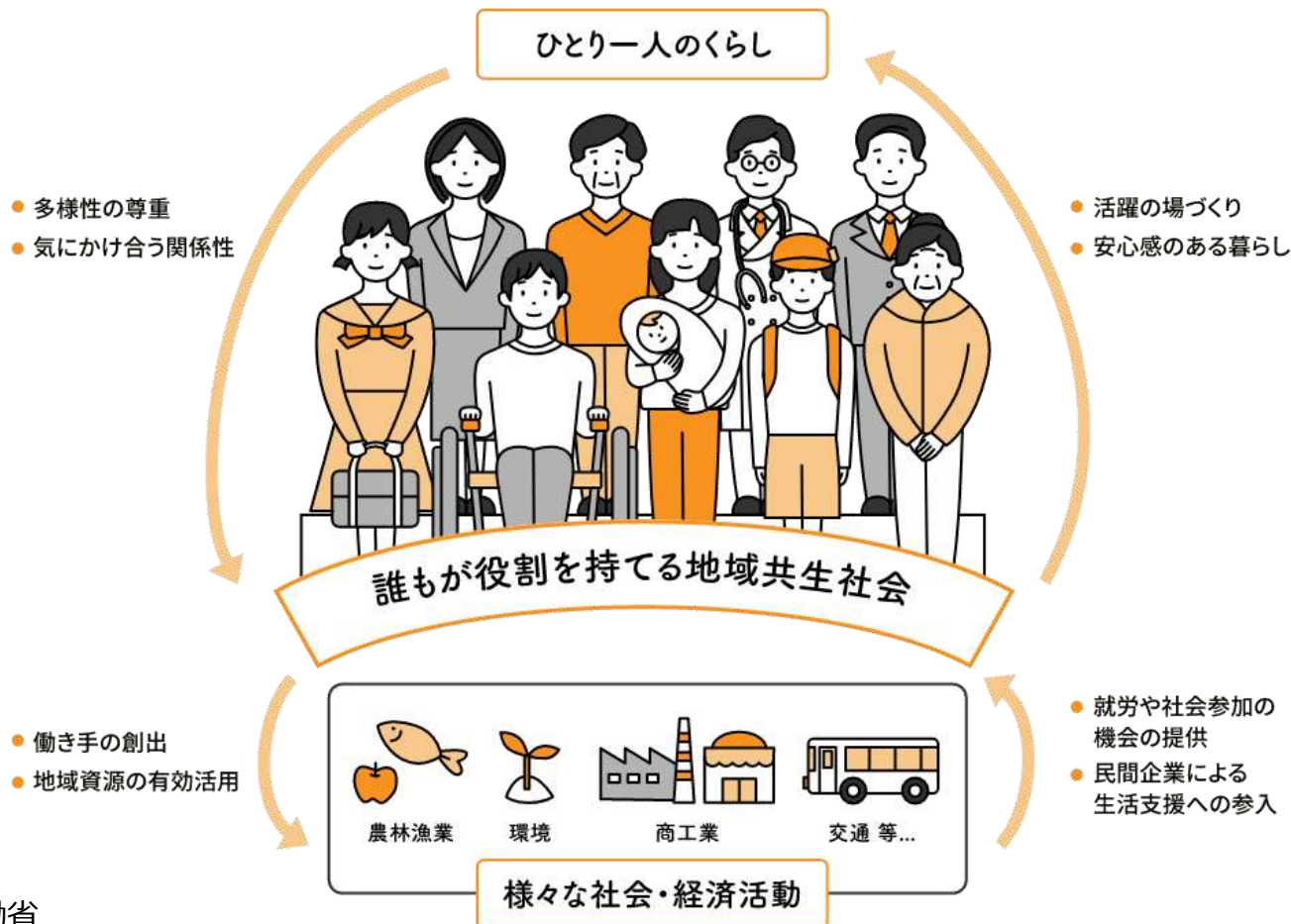


出典：令和5年版高齢社会白書

資料：内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(令和3年度)

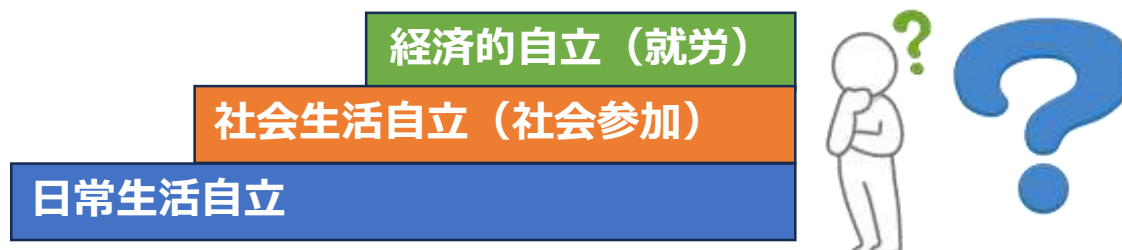
地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、**地域をともに創っていく社会**を指しています。



私たちがめざす自立と自律

- あなた自身は、どう**自立**していますか？



- なぜ自立できないのか？その理由を考えると...
 - 誰にも頼らない人、誰にも頼れない人（受援力の低い人！）
- **自立** (independence) (依存：dependence)
 - 他の援助を受けずに自分の力で身を立てること
⇒ 障害があっても能力を活用して社会活動に参加すること
 - **相互依存 (相互実現的自立) (interdependence) : 持ちつ持たれつ**
≠ 共依存：愛情という名の支配 (codependence)
- **自律** (autonomy)
 - 個人が**主体的にみずからの生き方を追求**できること (菊池)
 - 他人支配されることなく、**自分で決定を下す能力、機会**

ケアリングコミュニティ

相互実現的自立ってどういうこと？

その立場になった時に
何をしてほしい？

相手の立場に立って
考えると...

助けること？
支えること？



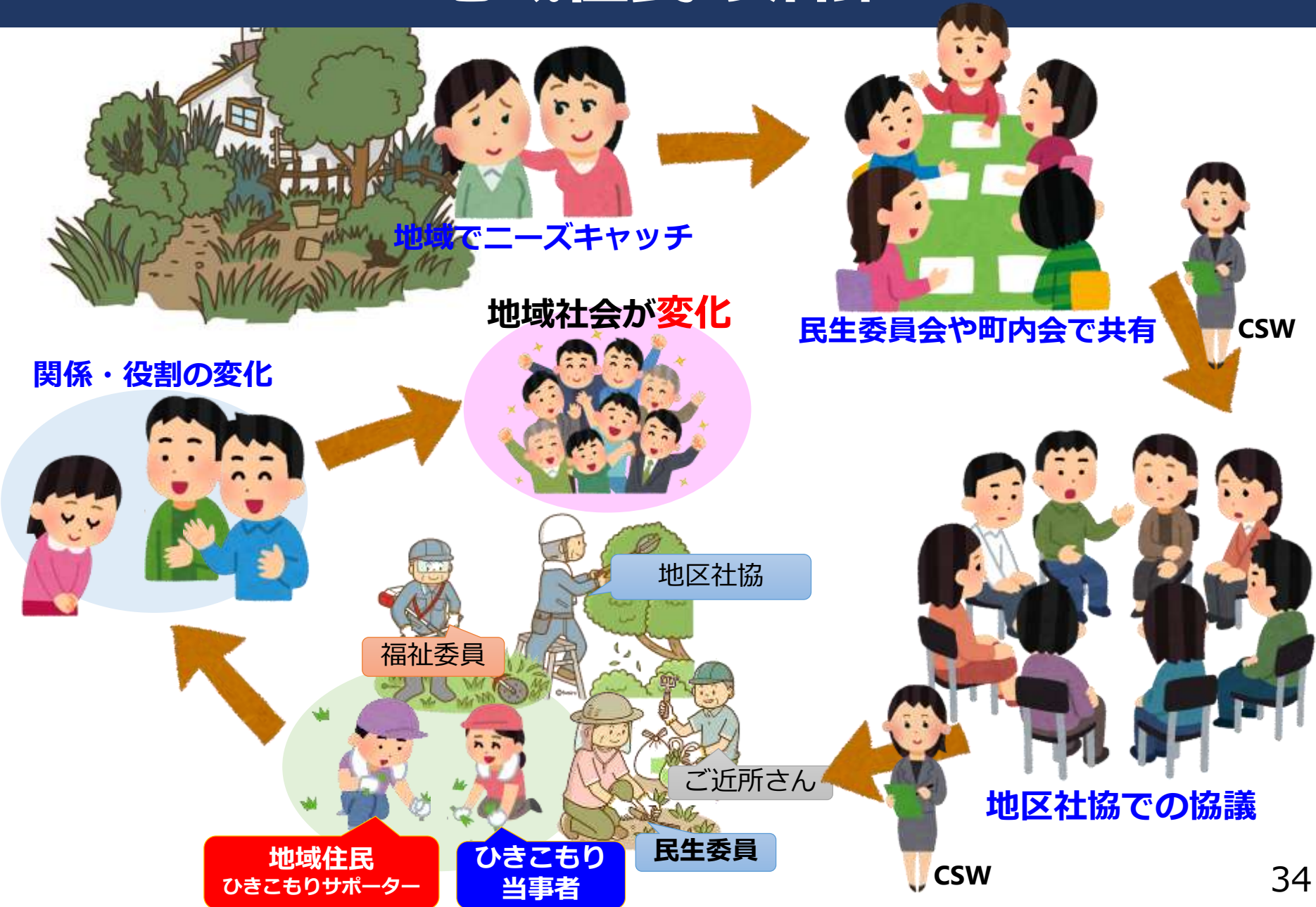
支えあうって
どういうこと？

どうしたい？ どうしてもらいたい？

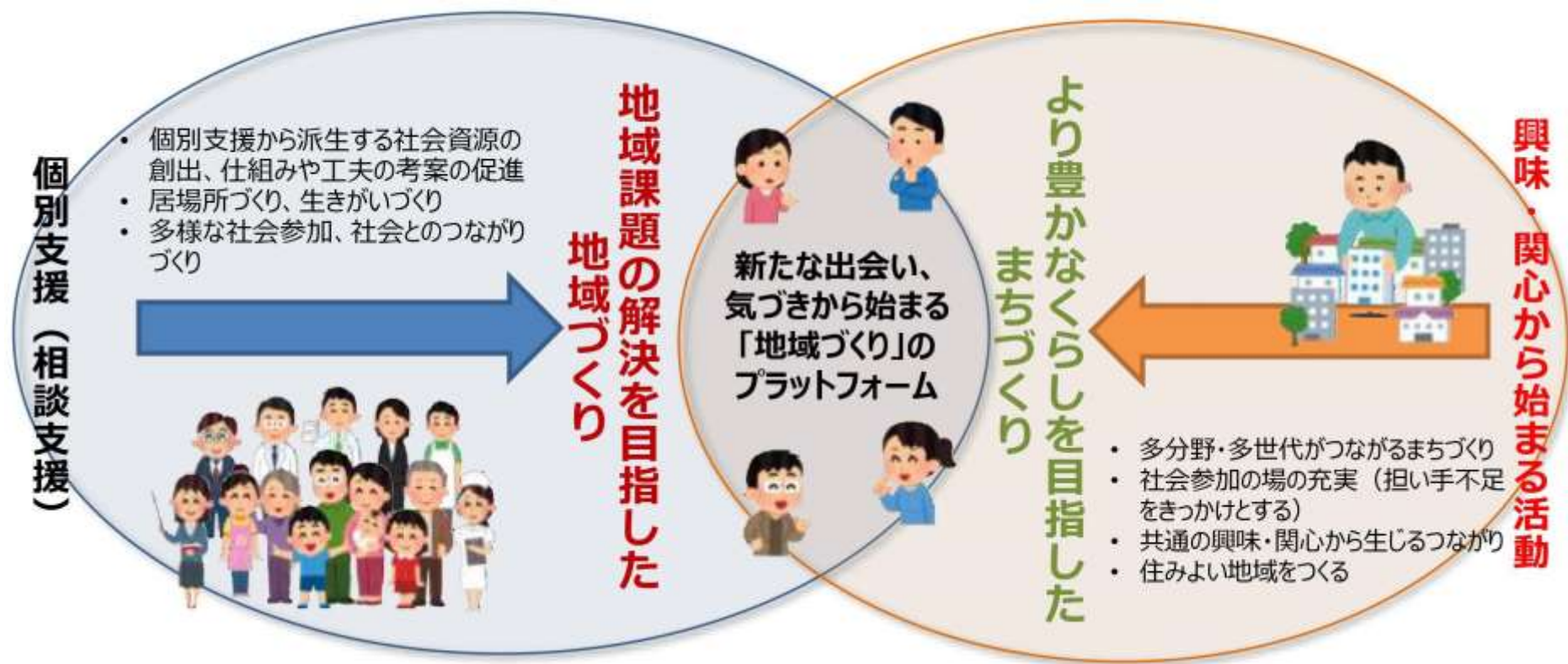
ケアリングコミュニティの実現を目指して！

「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、
「相互に支え合う」地域をめざす

地域住民の活躍



地区社協が担う地域のプラットフォーム（イメージ）



分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点、機会等）

行政主導の展開ではなく、**これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学び**を得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく

地域生活は専門職だけでは支えられない

現状の課題

友人・隣人との交流



支援や介護が必要になると、友人・隣人との関係は希薄になり、支援を受ける一方向の人間関係に変化



これまでの**地域**とのつながりは**疎遠**に？

これから

専門職サービス



“お互いさまの助け合い”の輪を広げていくことで、支援や介護が必要になっても、地域社会の中から切り離されず、なじみの関係性を継続できる

地域共生社会の実現をめざして



包括的支援体制
重層的支援体制整備事業
地域福祉計画
専門職の配置
総合相談支援



多様な出会い
支えあいの意識
地域づくりへの参加
福祉の学びあいの場
福祉教育の推進



相互に支え合う地域
ケアリングコミュニティ



地域共生社会運動

地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

<現在>

<対応>

<できるようになること>

対応が
できて
いる
ニーズ

- 相談する先がわかっている課題
- 自ら相談に行く力がある

各分野の相談機関で対応
・地域包括支援センター
・相談支援事業所(障害)等

対応が
できて
いない
ニーズ

●世帯の複合課題

- 本人又は世帯の課題が複合(8050、ダブルケア等)

●制度の狭間

- 制度の対象外、基準外、一時的なケース。

●自ら相談に行く力がない

- 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
- 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り(地域の福祉力の脆弱化)

※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

改正
法
施
行
後

市町村における 包括的な支援体制の整備

[1]「他人事」が「我が事」になるような環境整備

- ・住民参加を促す人への支援
- ・住民の交流拠点や機会づくり

[2]住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり

- ・地区社協、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点等で実施

[3]公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

- ・生活困窮者自立支援機関などが中核

小
中
学
校
区
等
の
圏
域

市
町
村
域
等

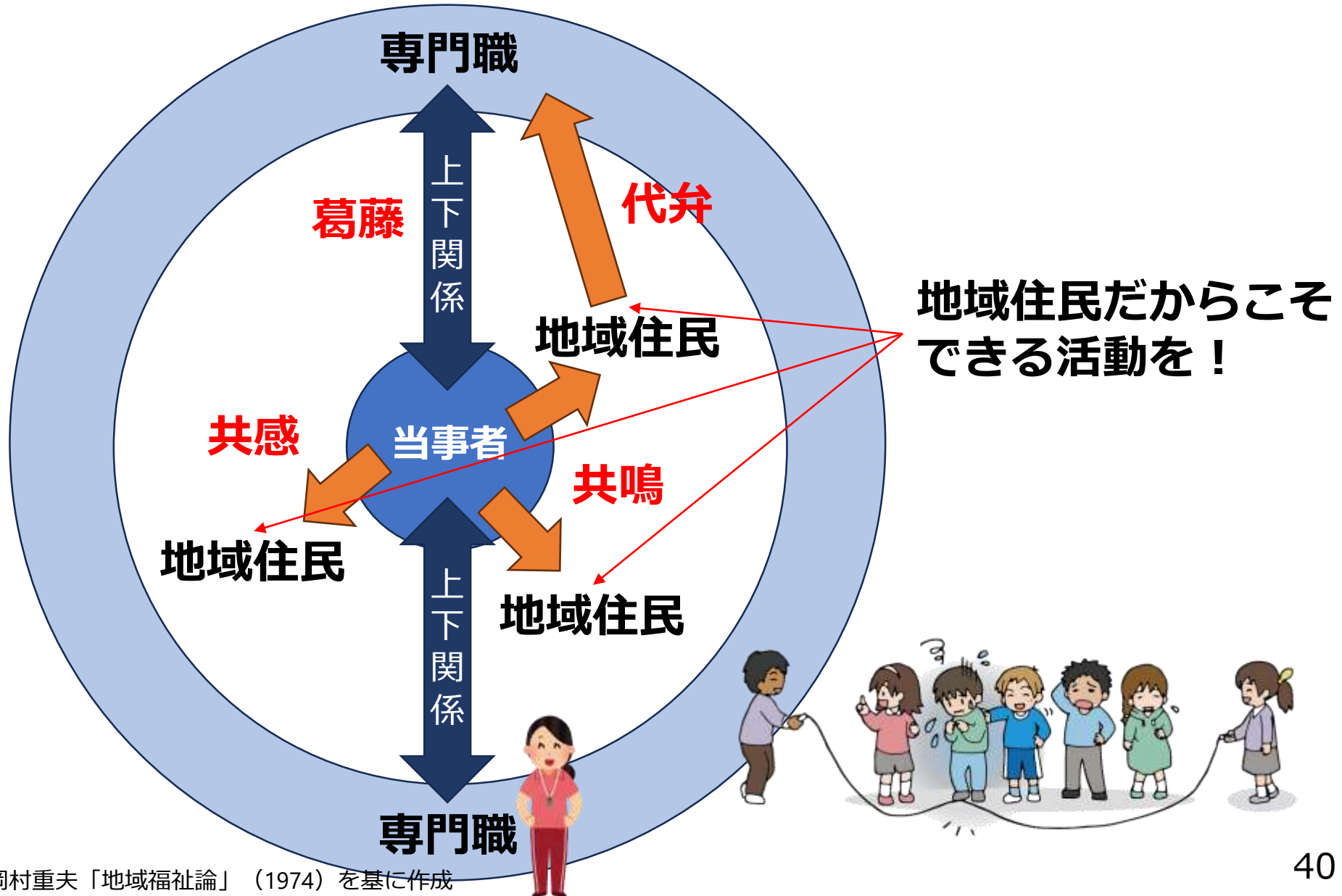
<第106条の3>

- ◆ 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる
- ◆ 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる
- ◆ 世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決することができる
- ◆ 地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことができる
- ◆ 本人も支える側(担い手)にもなり、生活の張りや生きがいを見出すことができる

アウトリーチの必要性

- **探検・発見・ほっとけん** (美作大学 小坂田教授)
 - 対象者の発見 (把握)
 - アセスメント (査定)
 - 支援 (支援拒否・外出困難・音信不通・見守り…)
 - 地域づくり
- 特定の人だけでなく、**緩やかに**、**多くの**人とつながっていくことが大切
- 問題が発生した時に思い出してもらえよう、**種をまく**
- **押しつけ (がましく) ない**
- **緩やかな**、**広い**つながりづくりと**継続性**

地域住民だからこそできる活動を！



「認める」 & 「褒める」できてます？

- 「認める」とは、ありのままを「見（観察し）て」、心に「留める」こと
- 否定しない・比較・評価しない
- 言い分をいったん聞く（↳ わかってくれない）
- 物や事を「褒める」ではなく、人を「褒める」
 - 絵を褒めるのではなく、絵を描いた人を褒める
 - 着ている服を褒めるのではなく、その服を選んだ相手（人）を褒める
- 存在自体を認める
- 当たり前前のことを褒める
- 人と比較して褒めてはいけない

「見守る」とは…

- 「見守る」と「監視」との違いは**信頼の有無**
- まず「今日の姿」を**見る**（観察する）
- 「**見**（観察し）**て**」「**守る**」
- 観察するとは、変化に気づくこと
- 「**守る**」とは、「肌⇒手⇒目⇒心」をあわせて、（どこまで任せられるか）、（その都度）判断して行動すること（「口」はありません…）
- 相手への**信頼**の度合いが大切です！

まずは相手のことを知る… 「観察」できていますか？

- 好きなもの（事）を教えてください？
- 最近の口ぐせは何ですか？
- 最初に、どんな行動をとっていますか？
- どんな事に熱中していますか？



人を動かす力になるのは...

ハイパーフォーマーには、「能力」「技能」「力量」「適性」など、共通した、高い成果につながる行動特性がある

コンピテンシーの冰山モデル

「**学歴や知能レベルが同等の外交官（外務情報職員）が、なぜ開発途上国駐在期間に業績格差がつくのか？**」という調査・研究で「**業績の高さと学歴や知能はさほど比例することなく、高業績者にはいくつか共通の行動特性がある**」と回答したことが始まりとされている



2014.11.22 長野県北部地震と「白馬の奇跡」

- 2014年11月22日午後10時8分ごろに発生した「長野県神城断層地震」では、長野県白馬村の一部の集落に住宅被害が集中した。全壊50棟、半壊91棟、一部損壊1426棟に及んだが、**一人の死者も出していない**対応は防災モデルケースとして注目
- 白馬村堀之内地区では、**住民26人が崩れた建物の下敷き**になったが、**近隣住民によって全員救助**された。**住民は迷うことなく1時間ほどで41世帯118人の安否を確認**
- 高いコミュニティ意識と強い結び付きに加え、白馬村では4年前から「**住民支え合いマップ**」を作成してきており、災害時の自力避難が困難な高齢者や障がい者の住宅を地図に落とし込み、**誰が手助けするかを決めて地域住民で共有**しており、今回の地震でも安否確認や救助、支援が機敏に行われた
- 「マップの作成や更新を通じ、誰がどこにいるかお互いにわかっていて、普段から声をかけ合う。何かあったときも『**あの家にはお年寄りがいる**』『**あの家には何人住んでいる**』と、明快な指示が可能。そうした**備え**が死者ゼロにつながった」白馬村社協の山岸事務局長（当時）

地域活動における個人情報保護問題

- 住民は、行政施策や地域福祉活動・地域防災活動に対する個人情報提供には厳しい...（民間企業のカードやポイント会員になるのに...）
 - 人間関係・信頼関係が未形成（信じられない）
 - 目に見える特典や見返り（メリット、効果、お得感）がない
- プライバシーかどうかは「一般社会の規範」に基づいて決まるのではなく、「住民自身」が決めること（**関係性**や感性により一人ひとり受け取り方、感じ方は違う）
- 秘密を守ることが目的ではなく、「**秘密を守ることができる人である**」という**信頼**を得ることが重要（取扱場面云々でなく**信頼獲得**が大切）
- 地域活動における**個人情報保護問題**は、「形式的・手続的に法令遵守をしていれば良い」「同意書をもらっておけば良い」ではなく、**信頼**を損なわないよう、**想像力**を働かせ**配慮**し、**声かけ**や**説明**、**関係形成**ができるかという、センスや**関わり方の問題**
- 顔の見える**信頼関係**が大切